

鹿児島工業高等専門学校名誉卒業認定規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鹿児島工業高等専門学校（以下「本校」という。）をやむを得ない事情により卒業することができなかったが、その後社会において本校の発展と名声を高めることに大きく寄与した者に対して、本校の名誉卒業を認定のうえ名誉卒業証書を授与し、その功績を顕彰することに関し必要な事項を定める。

(認定の要件)

第2条 名誉卒業の認定を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本校の5学年に在籍歴があり、やむを得ない事情により退学し、又は除籍された者
- (2) 本校の発展と名声を高めることに大きく寄与した者
- (3) 校長、副校長、校長補佐、学科長等役職者のうち2名以上の推薦がある者

(認定方法)

第3条 名誉卒業の認定は、運営会議の議を経て、校長が行う。

(名誉卒業証書の授与等)

第4条 校長は、前条により名誉卒業を認定した場合には、別に定める様式により名誉卒業証書を授与するものとする。

2 名誉卒業は法令上の卒業とは異なり、名誉卒業を認定された者は、準学士と称することはできない。

(名誉卒業の認定の取消)

第5条 名誉卒業を認定された者に、社会通念上不適切な行為があったと認められる場合は、校長は運営会議の議を経て名誉卒業の認定を取り消すことがある。

(事務)

第6条 名誉卒業の認定に関する事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は校長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年6月8日から施行し、令和4年4月1日から適用する。